平成２７年（フ）第２７８号
埼玉県越谷市花田４丁目17番地13　エクセル黒田Ｂ101号
債務者　新井　静江
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９４３号
札幌市北区篠路７条６丁目６番１号
債務者　大滝　唱愛
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０６０号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番９―406号
債務者　梅津　有宏
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７２号
札幌市白石区南郷通11丁目南２番18号　ドリームハイツ202号
債務者　田口　勝博
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８７号
札幌市白石区本通１丁目南５番７号　サニーハイツ本通101号
債務者　安田　晴美
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１００号
札幌市豊平区豊平５条３丁目２番24号　ビブレ５．３―101号
債務者　氷室　信子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０６号
札幌市豊平区平岸４条12丁目12番48号　パレス秀高103号
債務者　草薙　夕子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３号
北海道室蘭市高砂町５丁目13番12号　川人ＡＰ　１Ｆ、前住所北海道室蘭市高砂町５丁目13番16号
債務者　伊藤美枝子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第６３６号
埼玉県川口市芝中田２丁目22番19号
債務者　田村　義男
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３７号
埼玉県川口市芝中田２丁目22番19号
債務者　田村勢津子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３８号
埼玉県川口市芝中田２丁目22番19号
債務者　田村さおり
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６８７号
埼玉県上尾市上平中央３丁目13番地７
債務者　山崎　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
埼玉県行田市富士見町２丁目３番地18　エルディム富士Ｉ　201
債務者　八島　正一
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５３号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3405番地　ライフビラ古ケ崎Ｂ―203
債務者　伊藤　圭介
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５７号
千葉県旭市鎌数3315番地
債務者　金谷　　学
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第６９号
千葉県旭市ニの170番地　旭県営住宅102号
債務者　永山　浩平
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第８１号
長野県須坂市臥竜６丁目４番22号
債務者　山崎　進一
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係